

## 平成31年度東大和市農業委員会活動計画

東大和市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第1条に定める目的達成のため、法第6条に規定する所掌事務を遂行するとともに、当面の農業情勢に鑑み、活動計画を次のとおり定める。

### 1 活動方針

当市の農業・農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給という本来の機能と、市民生活の快適な住環境の提供、及び食育の推進や防災空間など多様な機能を発揮し、社会的な貢献を果たしている。

都市農地においては、平成30年に特定生産緑地制度及び生産緑地地区を対象とした貸借に関する法律が施行された。

このような情勢のなか、あらたな都市農地に関する制度の周知を進めることにより、農地の保全と活用に努める。

よって、ここに東大和市農業委員会が平成31年度の活動において取組む項目を以下のとおり定め、農業委員会活動を展開することとする。

### 2 活動内容

#### (1) 会議の開催

##### ア 総会

法6条に規定する所掌事務を処理する。

##### イ 全員協議会

農業委員会として行う活動等について、協議する。

##### ウ 編集会議

農業委員会だより「農の人」の編集・発行を行う。

##### エ 研修会

関係機関が行う研修会に、農政情報の収集、知識の習得などのために参加する。

### 3 重点活動

#### (1) 特定生産緑地制度の周知

特定生産緑地制度は、指定告示より30年を経過する前までに指定しないとしない。このことから市と連携を図り、制度の周知を図る。

#### (2) 生産緑地地区の追加指定の推進

農地保全の観点から生産緑地地区の追加指定について、市と連携を図り追加指定を推進していく。

#### (3) 農地パトロール

管理不十分な農地の解消や法制度の適正な運用を推進するため、実施する。

#### (4) 農業者の意見集約と関係行政機関への意見の提出

農業者の意見を集約し、関係行政機関等に対し意見の提出等を行う。

#### 4 統一活動

##### 認定農業者制度の推進および支援活動

認定農業者制度の啓発および掘り起こしを行う。また認定農業者協議会の活動を支援する。

#### 5 日常活動

##### (1) 農地の肥培管理利用促進

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し保全と利活用を進める活動を行う。

##### (2) 農業委員活動記録カードの活用の推進

活動記録カードの徹底を図り、毎月の総会にて取りまとめ状況を報告して情報交換を行う。

##### (3) 地域農業の確立に向けた連携活動

市民との交流活動、体験学習、職場体験の受け入れなどに取り組む。

##### (4) 情報収集・情報発信活動の推進

地域の意見収集及び情報の発信に取り組む。

特定生産緑地制度及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律等、都市農地に関する制度の周知活動に取り組む。

##### (5) 防災協力農地の推進

緑地空間としての保全や災害時の避難場所等の役割を担っている防災協力農地を広報等を通じ周知活動に取り組む。

##### (6) 農地へのごみ不法投棄の防止

農地へのごみ不法投棄防止について、広報等を通じ周知活動に取り組む。